

## Step5 引渡すときは必ずマニフェストを交付しよう

- ・ マニフェスト（産業廃棄物管理票）は、排出事業者が委託した産業廃棄物が適正に処理されているかを確認するためのものです。紙と電子があります。
- ・ 引渡しと同時にマニフェストを交付してください。
- ・ マニフェスト B2～E 票が戻った日にちを確認し、A 票に記入（紙マニフェストのみ）してください。
- ・ マニフェストが戻ってこない、虚偽の内容が書かれているときは、その内容をさいたま市へ報告してください。
- ・ マニフェストは交付（返送）日から **5 年間の保存義務**があります。
- ・ 前年度に紙マニフェストを 1 枚でも交付したら、産業廃棄物管理票交付等状況報告書を毎年 6 月 30 日までに市へ提出してください。



紙マニフェスト

### ■時代は電子マニフェスト

電子マニフェストはマニフェスト情報を電子化し、情報処理センターを介したネットワークでやりとりする仕組みです。

法定事項の入力漏れやマニフェストの紛失を防止でき、マニフェストの保存スペースも不要です。また、本社、支店など離れた場所からでも閲覧・確認できます。

### さいごに

あなたの事業場は正しく処理できていましたか？  
いままでできていなくても、いまから適正処理に取り組んでいきましょう。

- ・ より詳しい内容は、冊子『産業廃棄物の処理の実務』をご確認ください。
- ・ さいたま市ホームページでも情報を提供しています。  
<https://www.city.saitama.jp/001/006/008/002/index.html>



さいたま市 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課

TEL：048-829-1607 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 ときわ会館地下 1 階

このリーフレットは 10,000 部作成し、1 部あたりの印刷経費は 19.03 円です。

# 初心者向け 産業廃棄物処理のキホン

～排出事業者責任守れていますか～

## 排出事業者責任とは

「排出事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」  
産業廃棄物は、ごみになったところから最終処分が終わるまでごみを出した人の責任です。  
どれだけ守れているか自己チェックしてみましょう！

### Step1

- ・ プラスチックボトル・ビニール類、金属、ガラスを分別している
- ・ 燃えるごみにプラスチック類を入れていない

はい	いいえ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### Step2

- ・ 廃棄物の保管場所に掲示をしている

はい	いいえ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### Step3

- ・ プラスチック類、金属、ガラスの廃棄物を産業廃棄物の許可業者へ委託している

はい	いいえ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### Step4

- ・ プラスチック類、金属くず、ガラスなど産業廃棄物を委託する許可業者と書面で契約している

はい	いいえ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### Step5

- ・ 産業廃棄物を引き渡すときはマニフェストを交付している
- ・ 交付したマニフェストの B2～E 票の返送確認をしている
- ・ 交付したマニフェストは A～E 票まですべてそろえて、5 年間保存している

はい	いいえ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

ではそれぞれの Step を詳しく見てみましょう▶▶

## Step1 産業廃棄物とは何かを知ろう

### 産業廃棄物はこの20種類と特別管理産業廃棄物

少ない量でも1回だけの排出でも産業廃棄物です。

プラスチック、金属、ガラスでできているものはすべて産業廃棄物！

どの事業から出ても産業廃棄物になる種類		産業廃棄物になるには業種が限られている種類
①燃えがら	⑧ゴムくず	⑬紙くず
②汚泥	⑨金属くず	⑭木くず
③廃油	⑩鉱さい	⑮繊維くず
④廃酸	⑪がれき類	⑯動物系固形不要物
⑤廃アルカリ	⑫ばいじん	⑰動植物性残さ
⑥廃プラスチック類		⑱動物のふん尿
⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		⑲動物の死体

⑳政令第13号廃棄物（産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に当てはまらないもの）

## Step2 正しく保管しよう

産業廃棄物が運搬されるまでの間は保管基準があります。

具体的には

- ①周囲に囲いが設けられていること。
- ②見やすい箇所に**掲示板**が設けられていること。
- ③保管場所から産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭発散が生じないこと。
- ④ねずみが生息し、その他の害虫が発生しないこと。
- ⑤屋外で容器を用いず保管する場合の高さ制限など

60cm以上	
<b>産業廃棄物保管場所</b>	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず及びコンクリートくず
管理者名称・連絡先	さいたま市役所 着ぐるみ課 イベント係 TEL:048-829-0000
最大保管高さ	-
60cm以下	

保管場所では産業廃棄物の種類ごとに保管しましょう。

正しく保管するには**整理整頓が大切**です。

## Step3 産業廃棄物の許可業者に委託しよう

- ・産業廃棄物は、市の環境センターへ持ち込んではいけません。家庭ごみの収集所に事業ごみを置くことは**不法投棄**です。
- ・産業廃棄物は、産業廃棄物処理業の許可をもった業者に委託しましょう。
- ・産業廃棄物処理業の許可には**収集運搬業（運ぶ）**と**処分業（焼却、破碎等）**の2つがあります。業者によって扱える産業廃棄物の種類が違います。委託したい種類の許可を持っているか必ず確認しましょう。



不法投棄には罰則があります。  
5年以下の懲役もしくは1,000万円以下  
(法人の場合は3億円以下)の罰金、又は併科

### 許可業者は下記のウェブサイトで見えます。

さいたま市ホームページ  
産業廃棄物処理業許可業者名簿



<https://www.city.saitama.jp/001/006/008/002/005/p001249.html>

(一社)埼玉県環境産業振興協会  
ホームページ



<https://saitama-sanpai.or.jp>

(公財)産業廃棄物処理事業  
振興財団ホームページさんぱいくん



<https://www2.sanpainet.or.jp/index.php>

## Step4 委託契約書は許可業者と書面で結ぼう

- ・産業廃棄物の処理を委託するときは、**必ず書面（電子契約でもOK）**で委託契約を結ばなくてはなりません。
- ・産業廃棄物の契約は三者契約でなく、「排出事業者—収集運搬業者A」と「排出事業者—中間処理業者B」の二者契約をする必要があります。
- ・契約書は契約終了から**5年間の保存義務**があります。



- ・契約書には必ず入れなくてはならない事項（法定記載事項）があります。法定記載事項を必ず記載してください。詳しくは、冊子『産業廃棄物の処理の実務』をご確認ください。
- ・契約書には**有効期限内の許可証の写しを添付**する必要があります。